

## 第22期第12回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月8日(木) 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項  
議案第1号  
制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)  
(いるか突棒漁業(道外者))  
  
議案第2号  
制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)  
(かにかご漁業(ずわいがに)(日本海北部海域))  
議案第3号  
北海道水産資源管理方針の一部改正について(答申)  
  
議案第4号  
特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について  
(答申)  
  
議案第5号  
定置漁業権漁場計画に係る公聴会開催日程について
- 4 報告事項  
くろまぐろに関する令和4及び令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に  
ついて
- 5 その他
- 6 出席者  
委員：今 委員、山田委員、蝦名委員、加藤委員、高松委員、祐川委員、  
石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、太田委員  
留萌振興局：神崎水産課長、沼田漁業管理係長、小野寺技師、吉中技師  
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員：石田委員、前山委員

## 8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第12回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
委員の皆様には、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。また、本年は知事選挙の年であり、道は6月が人事異動となりました。新しく異動となりました職員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。さて今年も早いもので、6月を迎えており、まもなく折り返しというところでもあります。本年前半の留萌管内における漁業の状況でございますが、春先の主要魚種として、定着してまいりましたニシンについては、漁期前半は若干伸び悩んだものの、後半に大きく盛り返し、豊漁だった昨年と同程度の漁獲とのことでございます。また、ホタテの稚貝出荷につきましては、時化が多く、出荷作業が例年よりも遅れたものの、先週無事に終了したとのことでございます。皆様ご存じのとおり、今年はオホーツク管内で、ホタテ稚貝の大量へい死が発生し、現地では稚貝の確保が懸念されていたところ、留萌管内各地から、追加で稚貝を供給されたとのことでありまして、関係者皆様のご尽力に深く敬意を表する次第でございます。さて、本日は議題が5件と、報告事項1件を予定しております。円滑な議事運営に努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。結びになりますが、ご出席の皆様のみますますのご健勝、ご多幸を祈念し、簡単ですが挨拶といたします。

三上局長： 今会長、ありがとうございました。次に本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、会長のご挨拶にもありましたが、人事異動により、新たに漁業管理係長として、着任されました沼田漁業管理係長です。

沼田係長： 沼田です。よろしくお願いいたします。

三上局長： 後ろの席となりますが、同じく人事異動により、着任されました小野寺技師です。

小野寺技師： 小野寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが吉中技師です。

吉中技師： 吉中です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願いいたします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員14名のうち、11名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、石田委員と前山委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号及び第2号を上程します。議案第1号及び第2号の「制限措置の内容及び申請すべき期限等について」は関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号及び第2号について、併せて説明いたします。まず議案第1号について、お手元の議案第1号資料の1ページをご覧ください。議案第1号の、いるか突棒漁業（道外者）について知事から当委員会への諮問文は、こちら令和5年4月21日付け漁管第191号通知のとおりでございます。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この「制限措置」、「申請期間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。こちらは管内居住者の操業ではありませんが、操業海域に管内沖合海域も含まれておりますことから諮問があったものでございます。また、この漁業は1年許可の漁業で、昨年6月にも同様に諮問があり、委員会を開催して答申を行ったところでございます。資料をおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。こちらに、前回の公示との相違点をまとめております。なお左のさんま棒受け網漁業は、宗谷、網走海区のみの諮問であります。右のいるか突棒漁業（北海道沖合海域、道外者）であります。前回の公示は、昨年の7月1日です。以下制限措置として公示する6項目、漁業種類、操業区域、漁業時期などでありましたが、記載のとおり変更なしでございます。おめくりいただきまして、5ページ、折り込んでいる資料となりますが、こちらが公示案でございます。繰り返しとなりますが、前回公示から今回公示案で特段の変更はありません。なお参考資料として、6ページに当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取扱いなどを添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。以上で議案第1号の説明を終わります。

引き続き、議案第2号について説明致します。議案第2号資料の表紙をおめくりいたこちら令和5年6月5日付け漁管第609号通知のとおりでございます。漁業名は、かにかご漁業（ずわいがに）（日本海北部海域）であります。こちら管内居住者の操業ではありませんが、操業海域に管内沖合海

域も含まれておりますことから諮問があったものでございます。1枚おめくりいただきまして、2ページに、折り込んでいる資料となりますが、公示案を添付しております。制限措置の(1)漁業種類から(6)漁業を営む者の資格まで、現行の内容から変わっておりません。備考欄の1の許可の有効期間、2の起業の認可の有効期間につきましては、年のみ変更となっております。4の許可に当たっての条件も特に変更ありません。なお、参考資料として資料3ページから、本漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しております。後ほどお目通し願います。以上で議案第1号及び第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第1号及び第2号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： にかかご漁業の告示案の許可すべき船舶の隻数ですが3隻となっておりますが、3隻とも実績があるのでしょうか。許可すべき隻数の設定については実績の有無での設定だったと思います。当組合のえびかご漁業の大型船が、沖合でにかかごの漁具がひっかかってしまい困るということを話していました。振興局を通じて関係漁協に聞いた際に2隻しか実績がないような話でした。許可すべき隻数の設定については、枠だけを確保するために実績がないにも関わらず3隻で告示しているのでしょうか。北海道の方ではどのような考え方で許可すべき隻数を設定しているのでしょうか。3隻で実績があればそれでいいのですが、1隻分が実績がないのにも関わらず、3隻で告示しているのだとしたら、どのような整理で告示する隻数を設定しているのでしょうか。

三上局長： 確認して後日お知らせします。

議長： 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がなければ、議案第1号及び第2号の「制限措置の内容及び申請すべき期限等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に、議案第3号及び第4号を上程します。議案第3号の「北海道資源管理方針の一部改正について」及び第4号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能

量の当初配分案等について」は関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： それでは、関連する内容となっておりますので、議案第3号「北海道資源管理方針の一部改正について」及び第4号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明いたします。まず議案第3号資料の表紙をおめくりいただきまして、「北海道資源管理方針の一部改正」諮問文をご覧ください。漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。おめくりいただきまして、裏面となります。こちらから、ページ数をつけておりまして、1ページとなります。別紙1として北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししております。右が現行の方針、左が改正案となっております。今回変更がある部分については、朱書きで下線を引いた部分となっております。今回の主な改正内容は、議案第3号資料の後ろから2枚目、ページは28ページとなります。「資料1-1 北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」にまとめられております。こちらとさきほどの別紙1の新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。今回の改正内容は大きく分けて資料1-1の(1)と(2)にお示しする2点となります。まず一点目(1)ですが、さんまの配分基準に係る規定の追加であります。さんまの配分の基準につきまして、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。新旧対照表では、1ページ目の下の方から2ページにかけての部分となります。続きまして、二点目としては資料1-1の(2)にありますとおり、道資源管理方針の別紙3の追加です。国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。この認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっております。このため現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するためには、対象となる水産資源が北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。このため、昨年12月の一部改正で、まずは19資源を追加したところですが、今回は、こちらに記載している残りの42資源について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するものであります。これで現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。続きまして資料29ページ、資料1-2をご覧ください。少々文字が細かくて恐縮でございますが、こちらに追加となる資源ごとの資源管理の方向性について、資源ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性(案)を記載してお

り、備考欄には資源評価の状況を記載しております。資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後2028年までに中位、中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。なお、備考欄で「資源評価なし」と記載されている資源については、水研や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量の情報を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性を定めております。これらについては、漁獲努力量の減少や、時化など海況の影響など、漁獲量だけでは資源水準を的確に判定できないことは十分承知しているうえで、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータが手元に揃ってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直して参りたいとのことでありますので、年度内に円滑に協定に移行するためご理解をお願いいたします。以上で議案第3号の説明を終わります。続きまして、議案第4号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」でございます。議案第4号資料の1ページとなりますが、諮問文をご覧ください。諮問の内容は、令和5管理年度のマサバ及びゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法の規定に基づき当委員会の意見を聴くものです。併せて、さきほどの議案第3号にも関連しますが、令和5管理年度のさんまの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、漁業法の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。資料の2ページ、3ページとなりますが、諮問文の別紙1と別紙2に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。資料5ページとなりますが、資料2-1「令和5年のTACについて」をご覧ください。これは、4月24日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さば類とずわいがにに係る令和5管理年度における漁獲可能量TACの当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回、設定されたTACは前年より1,000トン多い51万トンとなっております。令和5管理年度のTAC配分については、日本全体の51万トンに対し大臣許可漁業主に大中型まき網漁業に約29万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。その下の、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。次に、ずわいがにですが、北海道に係るのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。またオホーツク海南

部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。続きまして、裏面となりますが、6ページ、資料2-2「令和5年のTACについて（変更分）」をご覧ください。これは、4月24日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さんまの令和5管理年度における漁獲可能量TACの変更に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の118,131トンとなっております。なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、昨年11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっております。北海道に対しては4,800トンが配分されています。次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まず、まさば及びごまさばに関し、7ページ、資料2-3をご覧ください。まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」として、数量を明示せず定めることとしています。なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,995トンが示されております。次にずわいがにに関し、8ページ、資料2-4をご覧ください。配分の考え方ですが、①として、ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。②として、ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知にしたいが、配分比率は9：1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トン进行配分することとしています。なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしています。③として、ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に125トン全量を配分することとしています。次にさんまの道内配分については、9ページ、資料2-5をご覧ください。配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、

1,600トンが配分されており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4,600トン配分することとしております。資料が戻りますが、資料4ページ、別紙3、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。1. 背景ですが、さんまについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度までは国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正され、今般、先ほどご説明したように道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種で漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。2. 今後の取扱いをご覧ください。さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、議案第3号資料の道資源管理方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。最後に、資料10ページ、資料2-6として「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考とさせていただきます。以上で議案第3号及び第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長： ただいま説明の、議案第3号および第4号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： ご意見がなければ、議案第3号の「北海道資源管理方針の一部改正について」及び第4号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委 員： （異議なしの声）

議 長： それでは、そのように答申することを決定します。次に議案第5号を上程します。議案第5号「定置漁業権漁場計画に係る公聴会開催日程について」を事務局から説明願います。



三上局長： 議案第5号について説明いたします。定置漁業権の漁場計画につきまして、4月に開催の当委員会において、振興局最終案をご審議頂き、道に提出したところであります。今後、7月下旬頃と聞いておりますが、道から漁場計画の計画案について、当委員会へ諮問される予定でございます。道から計画案の諮問がありましたら、委員会が関係地区において公聴会を開催し、その後委員会を開催して知事へ答申するという手順となります。答申にあたっての公聴会の開催は、漁業法により定められているものです。議案第5号資料の4ページに漁業法の抜粋として、関係条文を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。次に公聴会等の開催日程についてですが、7月末頃から8月10日までの間での開催とさせていただき、日付は、後日会長と相談して決定したいと考えてございます。と申しますのも、諮問が2ヶ月近く先となることから、日程の前後する場合があります。また、この時期にもう1件当委員会でご審議いただく予定の案件がございます。そちらの当委員会へ諮問される時期との兼ね合いもありますことから、本日の委員会では、公聴会開催についてご決議いただき、日程の詳細につきましては、今後、見通しがついた段階で事務局から、あらためて皆様にご都合を確認させていただき、その後、会長と相談の上で開催日を決めさせて頂きたいと考えております。このため、本日は、想定されるおおまかな日程で説明させていただきますのでご承知願います。それでは、議案第5号資料の1ページをご覧ください。開催日程は、7月の末頃から8月のお盆前10日までの期間中で、5月の共同・区画漁業権の公聴会と同様に2日間での開催を考えております。他の行事の関係で、初日と2日目連続しないで、間が数日空くことも考えられます。初日は、11時から、遠別漁協において、今会長を議長に、千葉委員、前山委員にご出席いただき開催の予定です。同日の引き続き14時30分から、新星マリン漁協本所において、山田副会長を議長に、蝦名委員、相内委員のご協力をいただき、開催予定としております。更に同日15時45分から、増毛漁協において、石田副会長を議長に、石垣委員、祐川委員のご協力いただき開催予定としております。2日目は、13時30分から羽幌町のここサンセットプラザにおいて、今会長を議長に、加藤委員、今村委員のご協力いただき開催予定としております。なお、2日目は引き続き、14時15分からの予定としていますが、北るもい漁協分の公聴会終了後に、同じ会場で定置漁業権漁場計画案の答申の委員会を開催したいと考えております。なお、今後の所用等による出席予定委員等の変更調整は、会長一任として頂きますようお願いいたします。次に「公聴会の手続規定」を説明します。1枚おめくりいただき、資料2ページをご覧ください。第1条で、公聴会は留萌海区のこの規程に従い開催することとしています。第2条と第4条で、委員会で開催決定し、5日前までに日時・場所・案件を公示することとしています。第3条では、公聴会は討論・表決しないことや、第7条から11条では、発言の機会や質疑応答などが定められており、公聴会は公述者の意見を聞く場であって議論はいたしませんので、よろしく願います。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長： ただいま説明の、議案第5号について、ご意見、ご質問はありませんか。

祐川委員： さきほど、公聴会を7月末から8月10日までの間で開催との説明でありましたが、8月に入ると定置の準備作業で大変忙しくなり、まったく出席できなくなります。定置関係者が出席できないということにはならないと思いますので、事情を考慮頂きまして、7月の開催をご検討いただけないでしょうか。作業員が大勢いる定置は大丈夫かもしれませんが、自分の所は3名で作業しており、会議のために休むということができないのです。

三上局長： 公聴会の後に開催する次の海区委員会では、複数の諮問案件を予定しております。7月中の開催が可能か、委員会への諮問時期等について、関係先との調整を進めて参ります。

議長： 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第5号の「定置漁業権漁場計画に係る公聴会開催日程について」は、異議がないものと認め、案のとおりとしたいと思いますが、宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定し、日程の詳細や微調整などは会長一任といたします。次に報告事項として事務局から1件報告がありますので説明願ひます。

三上局長： それでは、報告事項について、ご説明致します。内容と致しましては、北海道における「くろまぐろ」の令和4及び令和5管理年度における知事管理漁獲可能量、TACの変更であります。資料は、お手元の右肩に「報告事項資料」とあります資料をご用意願ひます。2ページをご覧ください。まず令和4管理年度の変更でございます。これは、他県との融通などにより、令和5年3月31日付けで数量が変更となったものであります。このことにより、北海道の消化率が上がり、令和5年管理年度の当初配分において譲渡メリット、消化率メリットのルールがありまして、より多く配分がもらえることとなっております。具体的数量としては、資料に記載のとおり小型魚が改正前78.4トから改正後50.3トへの減少、大型魚が改正前344.5トから改正後333.1トへの減少となっております。続きまして令和5管理年

度の変更であります。資料は4ページをご覧ください。こちらは、令和4管理年度が終了し、繰越しや譲渡メリット、消化率メリットなどの追加配分が行われ、令和5年4月28日付けで数量が増加したものであります。具体的数量としては、資料に記載のとおり小型魚が改正前17.6トから改正後50.0トへの増加、大型魚が改正前319.6トから改正後365.3トへの増加とそれぞれ当初配分から増加となっております。参考として、5ページに追加配分数量の内訳を記載した資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。なお、くろまぐろTACの漁獲可能量の変更については、操業への影響が及ばないように手続きを迅速に行う必要があることから、あらかじめ配分手法を定めており、海区委員会への報告については、事後報告できるとされているところでございます。以上で報告事項の説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、質問等はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

高松委員： ここ数年のイルカの冬期間から夏場にかけて、海域への来遊について、資源状態というか回遊状態について、今までは10m以浅の浅い海域にはイルカは見えなかった。最近は目立って大群で押し寄せる。道ではイルカの資源状態はどのように把握しているのか。水試あたりもイルカはあまりピンときていない。イルカは捕食者として上位にいるので、水産資源への影響は大きいと思います。北海道の状況を調べて国へ対応をお願いするなど、対策を練って頂きたい、可能であれば回答頂きたい。

三上局長： イルカの研究ですが、私の知る限り道の研究機関では、研究を行っておりません。国の研究機関においては、先ほどの議案のとおり、採捕も行っていることから、水産資源として何らかの研究をしているかもしれません。

高松委員： 水産資源としてではなく、イルカの捕食による水産資源への影響についてです。

三上局長： トド等海獣類の捕食による水産資源への影響も、科学的な算出は難しいと言われております。ざっくりとした計算はできるとは思いますが。情報の有無を確認して、後日お知らせします。

議長： 他に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員：（ありませんの声）

議長： 特に無いようですので、それでは、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時00分